

那覇市広告入り介護保険べんり帳無償提供に関する要領

令和6年2月8日

福祉部長決裁

（趣旨）

第1条 この要領は、市民が利用する介護保険べんり帳の無償提供に関して、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において「那覇市広告入り介護保険べんり帳」（以下「介護保険べんり帳」という。）とは、介護保険で受けられるサービスや利用の仕方について、わかりやすくまとめた冊子であって、冊子内に広告が印刷されたものをいう。

2 この要領において「無償提供者」とは、介護保険べんり帳に広告を掲載する者（以下「広告主」という。）を募集し、広告原稿を事前に確認及び校正し、その他広告主との調整を行うなど広告掲載に係る一連の事業を行い、本市に介護保険べんり帳を提供する者をいう。

（無償提供者の選定方法）

第3条 無償提供者の選定は、公募にて行うものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

（仕様、設置場所及び期間）

第4条 広告を掲載する介護保険べんり帳の仕様、設置場所、設置期間等は、那覇市広告入り介護保険べんり帳無償提供者募集要項（以下「募集要項」という。）で別に定めるものとする。

（無償提供者の募集方法）

第5条 無償提供者の募集は、公告及び本市ホームページに掲載して行うものとする。

2 募集期間及び無償提供者の選定基準その他募集に関し必要な事項については、募集要項で定めるものとする。

（無償提供者の申込み）

第6条 無償提供者は、募集要項に基づき、那覇市広告入り介護保険べんり帳無償提供事業参加表明書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(広告審査会の設置)

第7条 市長は、無償提供者を決定するにあたり、那覇市広告入り介護保険べんり帳広告審査会（以下「広告審査会」という。）を設置するものとする。

- 2 広告審査会の構成員は、会長に福祉部副部長、副会長にチャーがんじゅう課長とし、委員は会長が指名するチャーがんじゅう課に所属する職員とする。

(無償提供者の決定方法)

第8条 市長は、第6条の規定により申込みを受けたときは、提案内容、業務実績等について広告審査会に諮問し、決定するものとする。

- 2 市長は、前項の評価で最高順位者が複数あるときは、抽選により決定するものとする。

- 3 市長は、無償提供者を決定したときは、応募者に対し、その結果を通知書及び本市ホームページより公表するものとする。

(協定書の締結)

第9条 市長は、前条1項により決定した無償提供者と、介護保険べんり帳の広告内容及び無償提供の手続に関し協定書を締結するものとする。

(広告掲載基準等)

第10条 介護保険べんり帳に掲載する広告（以下「広告」という。）は、次の各号に掲げる広告のいずれかにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの。
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの。
- (3) 人権侵害につながるおそれがあるもの。
- (4) 政治活動又は宗教団体による布教推進を目的とするもの、またはそのおそれがあるもの。
- (5) 個人、団体等の意見広告を内容とするもの。
- (6) 個人又は法人の名刺広告。
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業に関するもの。
- (8) 本市の信用若しくは品位を害し、又は窓口業務の遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの。
- (9) 求縁又は男女の交際、通信等に関するもの。
- (10) 詐欺的取引その他正当な取引とは認められない取引に関するもの。
- (11) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認められるもの。

(12) 善良な風俗又は正常な商習慣を害する表現のある次に掲げるようなもの。

ア 広告する商品本来の使用目的から逸脱し、いたずらに享乐的な面を強調するもの。

イ 風紀上好ましくないとと思われるもの。

ウ 暴力、脅迫その他の犯罪行為を誘発するおそれのあるもの。

エ 自己の優位性を強調するために他を中傷し又は引き合いに出すもの。

オ 虚偽、誇大又は紛らわしい等利用者に誤解を与え、不利益をもたらすおそれのあるもの。

カ 他人の名誉を傷つけ、又は他人に不快な印象を与えるおそれのあるもの。

(13) 消費性指向の強い消費者金融（サラ金）の広告。

(14) その他市長が掲載広告として適当でないと認めるもの。

2 広告を掲載する優先順位は、次の各号の順とする。

(1) 国、地方公共団体、公益法人及びこれらに類するものの広告。

(2) 私企業のうち、市内に事業者等を有するものの広告。

(3) 私企業のうち、県内に事業者等を有するものの広告。

(4) 前3号に該当しないものの広告。

(注意事項)

第11条 無償提供者は、広告主、広告内容、色、形状等の仕様について事前に協議し、市長の承諾を受けた後に作製しなければならない。

2 無償提供者は、広告の内容に関する一切の責任を負うものとし、本市が広告主であるような誤解を受けることのないように配慮しなければならない。

3 無償提供者は、介護保険べんり帳の数量並びに納品の時期及び場所について、市長の指示に従わなければならない。

(無償提供者の義務)

第12条 無償提供者は、介護保険べんり帳の内容に関し、苦情、被害救済、損害賠償の請求等の問題が生じたときは、自らの責任でこれらを解決しなければならない。

2 無償提供者は、広告及び広告主に問題が発生したときは、速やかに市長に報告を行い、当該介護保険べんり帳を回収し、これに代わる介護保険べんり帳を提供するものとする。

3 無償提供者は、広告主の取りまとめができなかった場合においても、自らの責任において介護保険べんり帳を提供するものとする。

4 無償提供者は、広告の内容等が法令に違反しているとき、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要領に違反していると市長が判断し、市長が広告の内容等の変更を求めた場合、広告の内容等の変更を行わなければならない。

(経費の負担)

第13条 介護保険べんり帳の無償提供に関する一切の経費については、無償提供者の負担とする。

(補足)

第14条 この要領に定めるもののほか、介護保険べんり帳の作製及び無償提供に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、令和6年2月8日から施行する。

(施行期日)

2 この要領は、令和8年1月8日から施行する。